

昭和五十六年政令第三百六十六号

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期

航路事業等に関する特別措置法施行令

内閣は、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）第五条第一項、第十条、第十二条第四項及び第二十条第一項並びに

同法第二十二条の規定により読み替えて適用される雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六十六号）第二十三条第一項及び本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ十二ノ二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（軽微な事業規模の縮小等の範囲）

第一条 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める軽微な事業規模の縮小等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 一般旅客定期航路事業の事業規模の縮小等（当該事業の廃止を除く。）のうち、不要となる船舶が生じないものであり、かつ、国土交通省令で定める著しい運航回数の減少が生じないもの

（法第十条の政令で定める者）

第二条 法第十条の政令で定める者は、法第四条第一項の規定により規模縮小等航路の指定が行われた後に、当該航路について新たに海上運送法（昭和二十四年法律第八百一十七号）の規定による許可を受けて一般旅客定期航路事業を開始した者（国土交通大臣が、一般旅客定期航路事業の再編成を適切に実施するためにその事業を行ふ者と認めたものを除く。）とする。（法第十一条第一号の政令で定める資産）

第三条 法第十一条第一号の政令で定める資産は、一般旅客定期航路事業廃止等交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとする者が事業規模の縮小等（第一条第一号に規定する軽微な事業規模の縮小等を除く。以下この条から第五条まで及び第七条において同じ。）の際に当該事業の用に供しており、かつ、当該事業規模の縮小等により不要となる船舶、建物、構築物その他の固定資産（土地及びその者が営む他の事業に利用されるものを除く。）で国土交

通省令で定めるもの（以下「特定事業用資産」という。）とする。

（法第十一条第二号の政令で定める資産）

法第十一条第二号の政令で定める資産は、交付金の交付を受けようとする者が事業規模の縮小等の際に当該事業の用に供している資産（土地及び船舶を除く。）のうち、当該事業十二条の規定により読み替えて適用される船員保險法（昭和四十九年法律第七十三号）第三十三条ノ十二ノ二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

が定める額を超えている場合、当該帳簿価額からその超える額を控除した額を同日における帳簿価額とみなして同号の規定を適用して算定した額

（法第十一条第三号の償却額の算定）

前項第二号の取得価額が通常の価額として機構又は鉄道事業者等が定める価額を超えて算定した場合、当該取得価額からその超える額を控除した額を取得価額とみなして同号の規定を適用して算定した額

（法第十一条第二号の償却額の算定）

前項第一号の基準日における帳簿価額が判明しない場合、当該特定事業用資産の取得価額（その取得価額が通常の価額として機構又は鉄道事業者等が定める価額を超えて算定した額を取得価額とみなして同号の規定を適用して算定した額）

（法第十一条第三号の償却額の算定）

前項第一号の基準日における帳簿価額が判明しない場合、当該特定事業用資産の取得価額（その取得価額が通常の価額として機構又は鉄道事業者等が定める価額を超えて算定した額を取得価額とみなして同号の規定を適用して算定した額）

（法第十一条第二号の償却額の算定）

前項第一号の基準日における帳簿価額が判明しない場合、当該特定事業用資産の取得価額（その取得価額が通常の価額として機構又は鉄道事業者等が定める価額を超えて算定した額を取得価額とみなして同号の規定を適用して算定した額）

（法第十一条第三号の償却額の算定）

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

1

3

2

ていた者に限る。以下この条において「離職者」という。に対し離職の日以前一年間に支払った各人ごとの給与の額を基礎として機構又は鉄道事業者等が定める方法により算定した各人の一月当たりの給与の額の合計額に八を乗じて得た金額（その金額が、離職者に対し支払われる特別加算退職金（退職金（労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものに基づき離職者に対し支払われるものに限る。以下同じ。）のうち、事業規模の縮小等に伴い退職したことを理由として特別に加算して支払われる部分の退職金をいう。以下同じ。）の合計額を超えるときは、当該合計額）とする。特別加算退職金以外の退職金（以下この項において「普通退職金」という。）の全部又は一部につきその支払を行うことが著しく困難な場合として国土交通省令で定める場合における法第十二条第四号の費用に相当する額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に、当該支払が困難な額として国土交通省令で定めるところにより算定した額（その額が当該普通退職金の合計額の百分の六十に相当する金額を超えるときは、当該金額）を加算した金額とする。

附 則		(施行期日)		第一 条 この政令は、法の施行の日（昭和五十六年十一月六日）から施行する。	
六号		抄		附 則 (昭和五九年六月六日政令第十七)	
		(経過措置)			
		第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してもした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してもした申請等とみなす。			
北海海運局長		北海道運輸局長			
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）		東北運輸局長			
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）及 び新潟海運監理部長		新潟運輸局長			
東北海運局長		関東運輸局長			
東北海運局長		中部運輸局長			
近畿海運局長		近畿運輸局長			
中国海運局長		中國運輸局長			
四国海運局長		四国運輸局長			
九州海運局長		九州運輸局長			
神戸海運局長		神戸海運監理部長			
札幌陸運局長		北海道運輸局長			
仙台陸運局長		中部運輸局長			
新潟陸運局長		新潟運輸局長			
名古屋陸運局長		近畿運輸局長			
東京陸運局長		関東運輸局長			
大阪陸運局長		大阪陸運局長			
高松陸運局長		四国運輸局長			
福岡陸運局長		九州運輸局長			

この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。

この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。

附 則（平成二年五月三一日政令第二三八号）抄

（施行期日）
この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二年六月七日政令第三一〇号）抄

（施行期日）
この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年六月一日政令第二三三号）抄

この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。